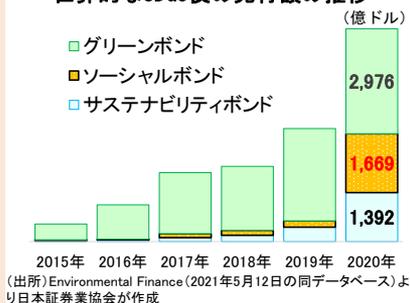


ソーシャルボンドガイドライン(草案)の概要

ソーシャルボンド：調達資金がソーシャルプロジェクト（社会的課題の解決に貢献し、社会的な効果をもたらすもの）だけに充当される債券

ガイドライン策定の経緯

世界的なSDGs債の発行額の推移



- 世界的にソーシャルボンドの発行が急速に拡大
- 国内では公的セクターによる発行例が多いが、民間企業による発行が始まったところ
- 我が国の状況に即した詳細なガイドライン（実務指針）の策定を望む声

ガイドライン策定の目的

- 国際標準である国際資本市場協会（ICMA）の原則等との整合性に配慮しつつ、先進国課題を多く抱える我が国の状況にも対応するガイドラインを策定
- これにより、ソーシャルボンドの信頼性確保と発行体の負担軽減を図り、我が国民間企業によるソーシャルボンドの更なる活用を期待

ガイドラインの内容

1. 調達資金の使途

● **ソーシャルプロジェクトの例** ※あくまで例示であり、以下に限定するものではない

1. 手ごろな価格の基本的インフラ設備

例) ✓輸送機関 ✓防災・減災対策 ✓災害復興

2. 必要不可欠なサービスへのアクセス

例) ✓健康 ✓教育 ✓子育て支援 ✓介護支援

3. 手ごろな価格の住宅

4. 雇用創出

例) ✓感染症対応
✓地方創生・地域活性化

5. 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム

例) ✓小規模生産者の生産性向上
✓先端技術の活用

6. 社会経済的向上とエンパワーメント

例) ✓市場と社会への公平な参加
✓女性活躍推進 ✓働き方改革 ✓バリアフリー推進

● **ソーシャルプロジェクトの対象となる人々の例** ※以下に限定するものではなく、また、一般の大衆を対象とする場合もあり得る

例) ✓障がい者 ✓失業者 ✓女性・性的マイノリティ ✓高齢者と脆弱な若者 ✓自然災害の罹災者
✓社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民 ✓感染症の拡大等により事業に影響を受けた中小企業等 ✓仕事と子育て/介護等を両立する人々

(注) 黒字：ICMAソーシャルボンド原則の例示、青字：本ガイドラインの追加例示

2. プロジェクトの評価と選定の規準

- 実現を目指す社会的な目標、プロジェクトの評価と選定の規準、判断を行う際のプロセスを事前説明すべき

3. 調達資金の管理

- 適切な方法で資金の追跡管理を行うべき

4. レポーティング

- プロジェクトの概要、充当した資金の額、社会的な効果等を開示すべき
- 社会的な効果は可能であれば定量的な指標で示すことが望ましい。指標はアウトプット、アウトカム、インパクトの3段階で示すことが考えられる

5. 外部機関によるレビュー

- 外部機関によるレビューを活用することが望ましい